

# 令和7年度 第1回福井市国民健康保険運営協議会

日 時： 令和8年1月28日(水)午後2時から

場 所： 市役所本館8階 第3委員会室

## 会 議 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 委員紹介

4 会長・副会長の選出

5 諮 問

6 議 事

(1) 報告事項

ア 令和6年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 【資料1】

イ 子ども・子育て支援金制度について 【資料2】

ウ 保健事業等の主な取組みについて 【資料3】

エ 「第3期データヘルス計画」の保健事業評価について 【資料4】

(2) 協議事項

ア 令和8年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果  
及び税率(案)について (諮問事項) 【資料5】

イ 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 【資料6】

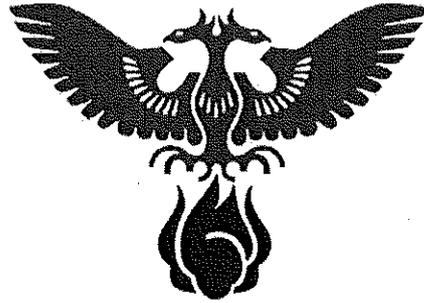
7 その他

8 閉 会

# 不死鳥のねがい

## 福井市市民憲章

わたくしたちは  
不死鳥福井の市民であることに  
誇りと責任を感じ  
郷土の繁栄と幸福をきずくため  
力をあわせ 不屈の気概をもって  
このねがいをつらぬきましょう



実践目標期間 (2024年4月~2029年3月)

- 1 **すすんで 親切をつくり**  
愛情ゆたかなまちを つくりましょう  
声かけと 笑顔でうまれる 地域の輪
- 2 **すすんで 健康にこころがけ**  
明朗で活気あるまちを つくりましょう  
スポーツで 心も体も さわやかに
- 3 **すすんで くふうをこらし**  
清潔で美しいまちを つくりましょう  
まちの美化 広がる緑と豊かな心
- 4 **すすんで きまりを守り**  
安全で住みよいまちを つくりましょう  
防犯防災 日々の声かけ 心がけ
- 5 **すすんで 教育を重んじ**  
清新な文化のまちを つくりましょう  
伝えよう 私が知ってる 福いいネ!

(1964年6月28日制定)

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会

## 福井市国民健康保険運営協議会委員名簿

| 選出区分                | 所 属           | 氏 名  |
|---------------------|---------------|--|
| 被保険者代表              | み な み 地 区     | 山 <sup>ヤマ</sup> 田 <sup>タ</sup> 陽 <sup>ヨウ</sup> 子 <sup>コ</sup>  |
|                     | あ ず ま 地 区     | 柿 <sup>キ</sup> 中 <sup>ナカ</sup> 絹 <sup>ヌ</sup> 江 <sup>エ</sup>   |
|                     | 九 頭 竜 地 区     | 川 <sup>カ</sup> 岸 <sup>シ</sup> 稔 <sup>ネ</sup>                   |
|                     | 足 羽 地 区       | 粟 <sup>ア</sup> 田 <sup>タ</sup> 健 <sup>ケン</sup> 一 <sup>イチ</sup>  |
| 国民健康保険医<br>及び同薬剤師代表 | (一社) 福井市医師会   | 大 <sup>オ</sup> 山 <sup>ヤマ</sup> 伸 <sup>フ</sup> 幸 <sup>キ</sup>   |
|                     | (一社) 福井市医師会   | 村 <sup>ムラ</sup> 北 <sup>キ</sup> 肇 <sup>ハジメ</sup>                |
|                     | (一社) 福井市歯科医師会 | 岡 <sup>オカ</sup> 田 <sup>タ</sup> 好 <sup>ヨシ</sup> 広 <sup>ヒロ</sup> |
|                     | (一社) 福井市薬剤師会  | 上 <sup>ウエ</sup> 原 <sup>ハラ</sup> 敏 <sup>ミン</sup>                |
| 公 益 代 表             | 福井市自治会連合会     | 橋 <sup>シ</sup> 本 <sup>モト</sup> 鉄 <sup>テツ</sup> 弥 <sup>ヤ</sup>  |
|                     | 福井市社会福祉協議会    | 井 <sup>イ</sup> 上 <sup>ウエ</sup> 満 <sup>ミツ</sup> 枝 <sup>エ</sup>  |
|                     | 福井市老人クラブ連合会   | 山 <sup>ヤマ</sup> 田 <sup>タ</sup> 康 <sup>ウ</sup> 一 <sup>イチ</sup>  |
|                     | 福井市連合婦人会      | 田 <sup>タ</sup> 村 <sup>ムラ</sup> 洋 <sup>ヨウ</sup> 子 <sup>コ</sup>  |
| 被用者保険者代表            | セーレン健康保険組合    | 竹 <sup>タケ</sup> 内 <sup>ウチ</sup> きよみ                            |
|                     | 全国健康保険協会 福井支部 | 上 <sup>ウエ</sup> 田 <sup>タ</sup> 啓 <sup>ケイ</sup> 司 <sup>シ</sup>  |

## 令和6年度 福井市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

## 【歳入】

- ・被保険者数の減少から国民健康保険税が3.6%の減  
(被保険者数 R05 39,456人⇒ R06 37,330人)
- ・令和6年度は、1人あたり給付額が伸びたが、  
被保険者数が減少したため、その財源となる県支出金が2.8%の減

## 【歳出】

- ・保険給付費は、上記の理由により、3.0%の減

## 【収支】

- ・令和6年度決算は、歳入212億4,396万円に対し、歳出208億4,404万円となり  
差引 3億9,992万円の黒字  
(前年度繰越金、基金積立金・繰入金を除く単年度収支は2,052万円)

## (歳入)

(単位：千円)

| 科 目      | 令和5年度<br>決算額 | 令和6年度<br>決算額 | 対前年度<br>比較増減額 |
|----------|--------------|--------------|---------------|
| 国民健康保険税  | 4,100,649    | 3,952,974    | △ 147,675     |
| 使用料及び手数料 | 365          | 150          | △ 215         |
| 国庫支出金    | 679          | 32,960       | 32,281        |
| 県支出金     | 15,357,271   | 14,931,143   | △ 426,128     |
| 財産収入     | 25           | 1,917        | 1,892         |
| 繰入金      | 1,628,645    | 1,783,943    | 155,298       |
| 繰越金      | 735,831      | 396,650      | △ 339,181     |
| 諸収入      | 154,263      | 144,223      | △ 10,040      |
| 歳入合計     | 21,977,728   | 21,243,960   | △ 733,768     |

## (歳出)

| 科 目                | 令和5年度<br>決算額 | 令和6年度<br>決算額 | 対前年度<br>比較増減額 |
|--------------------|--------------|--------------|---------------|
| 総務費                | 301,124      | 326,676      | 25,552        |
| 保険給付費              | 15,197,541   | 14,738,494   | △ 459,047     |
| 基金積立金              | 368,025      | 201,917      | △ 166,108     |
| 諸支出金               | 75,722       | 125,637      | 49,915        |
| 共同事業拠出金            | 0            | 0            | 0             |
| 予備費                | 0            | 0            | 0             |
| 保健事業費              | 137,357      | 141,707      | 4,350         |
| 国民健康保険事業費納付金       | 5,501,309    | 5,309,606    | △ 191,703     |
| 歳出合計               | 21,581,078   | 20,844,037   | △ 737,041     |
| 会計収支(歳入合計-歳出合計)    | 396,650      | 399,923      | 3,273         |
| 単年度収支(前年度繰越金等を除く)  | 28,844       | 205,190      | 176,346       |
| 実質単年度収支(法定外繰入金を除く) | △ 84,048     | 138,158      | 222,206       |

歳入歳出差引残額 399,923 千円 を 翌年度に繰り越した。

## 子ども・子育て支援金制度について

## 1 趣旨

令和8年度から、国の少子化対策の財源の一部を賄うための「子ども・子育て支援金制度」が創設される。これに伴い、子育て世帯を支える連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代に、医療保険の保険税とあわせて、令和8年度から毎年度、子ども・子育て支援金を徴収し、令和10年度までは段階的に金額を増やしていくこととされている。

そのため、福井市市税賦課徴収条例を一部改正し、子ども・子育て支援金を令和8年度から課税していくこととなる。

## 2 基本的な方向性

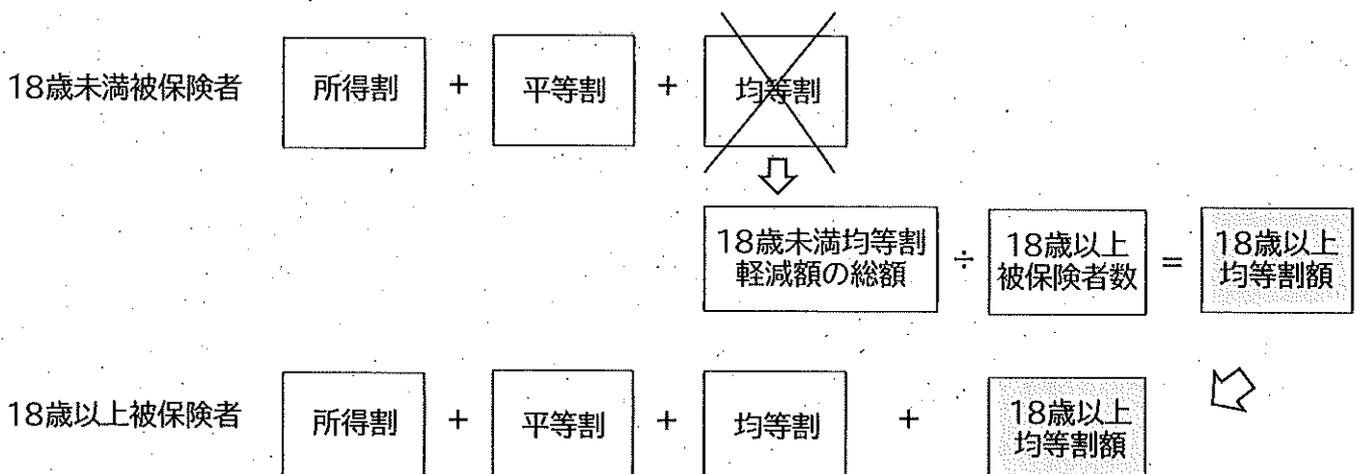
- (1) 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険税の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定する。

## 保険税の徴収内訳

| 区分 |            | 内訳  |     |     |
|----|------------|-----|-----|-----|
| 現行 | 医療保険分      | 所得割 | 均等割 | 平等割 |
|    | 後期高齢者支援金分  | 所得割 | 均等割 | 平等割 |
|    | 介護保険分      | 所得割 | 均等割 | 平等割 |
| 追加 | 子ども子育て支援金分 | 所得割 | 均等割 | 平等割 |

- (2) 所得が少ない世帯の均等割、平等割の軽減（7割・5割・2割軽減）や課税限度額を設ける措置等については、現行の制度に準ずる形で実施する。
- (3) 子ども・子育て支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。

(参考) 子ども子育て支援金に係る18歳未満の均等割額10割軽減の仕組み（イメージ図）



## 児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

| 960万円未満 | 児童手当(月額) |          |
|---------|----------|----------|
|         | 支給対象     | 児童手当(月額) |
| 所得制限なし  | 0歳～3歳未満  | 1.5万円    |
|         | 3歳～小学生   | 1万円      |
|         | 中学生      | 1万円      |
|         |          | 第3子以降    |

| 所得制限なし | 児童手当(月額) |          |
|--------|----------|----------|
|        | 支給対象     | 児童手当(月額) |
| 所得制限なし | 0歳～3歳未満  | 1.5万円    |
|        | 3歳～小学生   | 1万円      |
|        | 中学生      | 1万円      |
|        | 高校生      | 1万円      |
|        |          | 第3子以降    |

※令和6年10月分から拡充

## 妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」

の面談と合わせて、  
 ・妊娠届出時に5万円  
 ・妊娠後期以降に妊娠している  
 こどもの数×5万円  
 を支給します。



※令和7年度から制度化

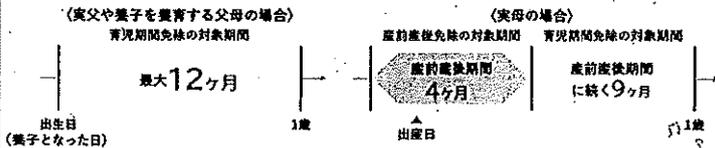
## 育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、  
 こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、  
 時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

## 育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、  
 育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

## こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、  
 保育所等に通っていない0歳6カ月から  
 満3歳未満のこどもが  
 時間単位等で柔軟に利用できる制度です。  
 (こども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP  
 (概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ



## 保健事業等の主な取組について

## 【特定健康診査】

・受診率は、対前年度比 1.2 ポイント増加 (10 月末時点)

## 【特定保健指導】

・実施率は、対前年度比 3.8 ポイント減少 (10 月末時点)

## 【ジェネリック医薬品使用促進】

・使用率は、対前年度比 1.6 ポイント増加 (10 月末時点)

<現時点で目標の 85%を超えている状況>

## 1 特定健康診査

## (1) 受診状況

特定健診対象者数 27,785 人 (R6 : 29,544 人)

目標受診率 37% 【福井市国民健康保険第 3 期データヘルス計画】

(10 月末現在)

| 年 度  | R 7 年度   | R 6 年度   | 前年度同期比    |
|------|----------|----------|-----------|
| 区 分  | 受診者数(実績) | 受診者数(実績) |           |
| 個別健診 | 2,709 人  | 2,604 人  | 105 人     |
| 拠点健診 | 1,451 人  | 1,475 人  | ▲24 人     |
| 巡回健診 | 105 人    | 129 人    | ▲24 人     |
| 計    | 4,265 人  | 4,208 人  | 57 人      |
| 受診率  | 15.4 %   | 14.2 %   | +1.2 ポイント |

○令和 6 年度 特定健診受診率 25.1 % 法定報告受診率 31.8 %

## (2) 主な取組

## ア 自己負担金無料化

指定年齢者 (40・45・50・55・60・65・70 歳) 及び市民税非課税世帯

イ 特定健診とがん検診の受診券を同一冊子とし、3 回 (5/28、6/2、6/5) に分けて送付

ウ 特定健診+特定保健指導啓発ポスター掲示 358 箇所

(各公民館・指定医療機関・薬局・市県施設・団体等)

エ 窓口での国保新規加入手続きの際に特定健診案内チラシを配布

オ 受診勧奨文面入り (裏面) 封筒による保険証送付 (25,648 通 7 月)

カ 7 月までの国保新規加入者に対する受診券発送 (144 通 9 月)

キ 受診勧奨

- ・メタボリスク保有者に対する個別アドバイスシートの送付 (320通 5月)
- ・未受診者に対する受診歴や過去の問診に応じたハガキの送付 (15,122通 8月)
- ・未受診者に対する再勧奨ハガキの送付 (13,411通 10月)
- ・連続受診者のうち受診忘れの可能性がある者にハガキ送付 (2月予定)
- ・自己負担金無料対象年齢の未受診者に対するハガキの送付 (202通 11月)
- ・未受診者に対するSMSの送信 (のべ7,808通 11月末時点)
- ・国保連合会の在宅保健師による電話勧奨 (74件 11月末時点)

ク ショッピングセンター等での健診実施 (9/24ベル・10/6エルパ)

ケ 事業所健診結果提供依頼 (1月～3月)

| 区分     | R5年度   | R6年度   | R7年度 |
|--------|--------|--------|------|
| 事業所依頼数 | 384事業所 | 370事業所 | 準備中  |
| 情報提供人数 | 403人   | 319人   |      |

コ 治療中の医療機関からの診療情報提供 (10月～2月)

| 区分     | R5年度 | R6年度 | R7年度            |
|--------|------|------|-----------------|
| 情報提供人数 | 273人 | 268人 | 90人<br>(11月末時点) |

## 2 特定保健指導

### (1) 実施状況

目標実施率 17.0 % 【福井市国民健康保険第3期データヘルス計画】

(10月末現在)

| 区分                   | 動機付け支援       | 積極的支援       | 計             | 6年度同期計       |
|----------------------|--------------|-------------|---------------|--------------|
| 利用券送付数               | 289人         | 66人         | 355人          | 334人         |
| 初回面接実施者数<br>(うち当日面接) | 46人<br>( 8人) | 8人<br>( 2人) | 54人<br>( 10人) | 46人<br>( 5人) |
| 初回面接実施率              | 15.9 %       | 12.1 %      | 15.2 %        | 13.8 %       |
| 終了者数                 | 34人          | 10人         | 44人           | 54人          |
| 特定保健指導実施率            | 11.8 %       | 15.2 %      | 12.4 %        | 16.2 %       |

○令和6年度 特定保健指導実施率 13.8 % 法定報告実施率 8.6 %

### (2) 主な取組

- ア 自己負担金無料化
- イ 一日人間ドック当選通知に特定保健指導の案内を記載 (4月)
- ウ 特定健診+特定保健指導啓発ポスター掲示 358箇所  
(各公民館・指定医療機関・薬局・市県施設・団体等)
- エ 健診当日に特定保健指導の一部を実施 (10人 10月末時点)
- オ 市医師会等による利用勧奨の協力・国保連合会の在宅保健師による電話勧奨を実施  
(108人 11月末時点)
- カ 電話勧奨できなかった未利用者へ、再度、勧奨通知を送付

### 3 一日人間ドック助成状況

#### ・一日人間ドック

| 年度 | 定員   | 受診者              | 備考              |
|----|------|------------------|-----------------|
| R5 | 900人 | 742人             | 男性：375人 女性：367人 |
| R6 |      | 703人             | 男性：345人 女性：358人 |
| R7 | 800人 | 742人<br>(受診予定者数) | 男性：362人 女性：380人 |

#### ・脳ドック

| 年度 | 定員   | 受診者             | 備考            |
|----|------|-----------------|---------------|
| R5 | 160人 | 78人             | 男性：28人 女性：50人 |
| R6 | 140人 | 99人             | 男性：32人 女性：67人 |
| R7 | 120人 | 78人<br>(受診予定者数) | 男性：30人 女性：48人 |

### 4 ジェネリック医薬品使用促進

#### (1) 使用状況

目標使用率(数量ベース年度平均)85.0% (福井市事業実績による令和7年度目標値)

| 年度  | R5年度12月末 | R6年度12月末 | R7年度10月末 |
|-----|----------|----------|----------|
| 使用率 | 81.3%    | 87.0%    | 88.6%    |

#### (2) 主な取組

ア) ジェネリック医薬品と先発薬との差額通知書の送付(11月末現在 666通送付)  
(500円以上の差額、年6回奇数月送付)

イ) 保険証送付時にジェネリック医薬品希望シールを同封(7月、25,648通)

### 5 ポリファーマシー対策事業

レセプト情報から多剤重複投与等対象者を抽出し、個人ごとにその内容を被保険者に通知  
通知発送後、多剤重複投与等対象者の服薬状況の分析、改善効果等を測定する

○ R5年度「服薬情報のおしらせ」の通知(令和5年9月29日発送 2,206通)

※ 通知対象とする処方医薬品数 R4：10種類以上 → R5：8種類以上  
⇒ 効果測定 削減効果額 1,069,762円

○ R6年度「服薬情報のおしらせ」の通知(令和6年7月31日発送 2,013通)

※ 通知対象とする処方医薬品数 R5：8種類以上 → R6：6種類以上  
⇒ 効果測定 削減効果額 2,725,197円

○ R7年度「服薬情報のおしらせ」の通知(令和7年7月23日発送 1,772通)

⇒ 効果測定 実施中 R7：6種類以上

## 第3期データヘルス計画（第4期特定健康診査等実施計画）【概要】

## 【計画の背景及び趣旨】

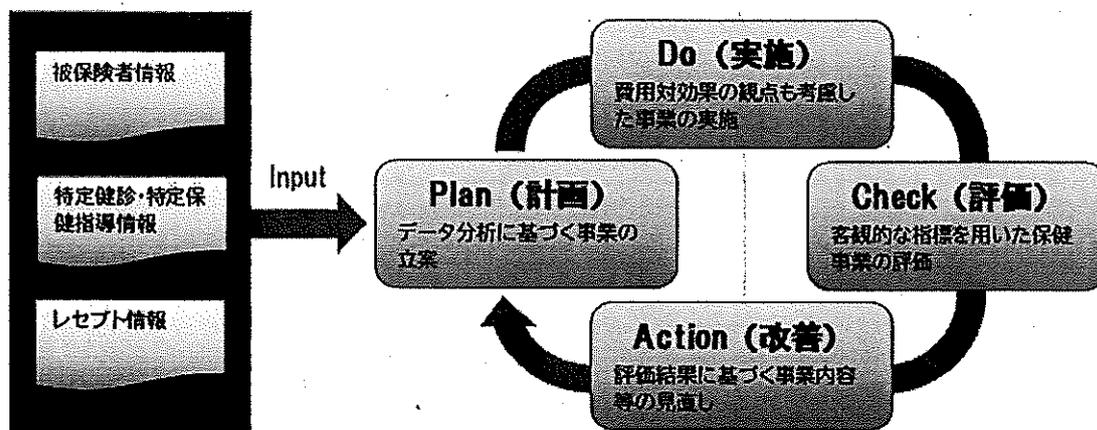
## (1) データヘルス計画

- ・平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する」ことが示された。
- ・これを踏まえ、平成26年3月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（以下「実施指針」という。）」において、保険者は「健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこと」とされた。

## (2) 特定健康診査等実施計画

- ・平成20年4月に施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」において、保険者は、40歳から74歳までの加入者に対する糖尿病等の生活習慣病に着目した健康診査（特定健康診査）・保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられた。
- ・また、同法第19条には、「保険者は、特定健康診査等基本指針に即して、6年ごとに、6年を1期として、特定健康診査等の実施に関する計画を定めるものとする」と規定されている。

「実施指針」において、「特定健康診査等実施計画は保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法等を定めるものであることから、より効果的かつ効率的に実施することができるよう、可能な限りデータヘルス計画と一体的に策定することが望ましい」とされている。



## 【計画期間】

- ・令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とする。

第3期データヘルス計画 目標評価

|                                    | 指標                           | R4    |       | R5(参考) |        | R6      |       | R11   |     | 比較 (R4→R6) |  | 目標値を100としたR6の割合 | 関連する保健事業 |
|------------------------------------|------------------------------|-------|-------|--------|--------|---------|-------|-------|-----|------------|--|-----------------|----------|
|                                    |                              | 実績値   | 実績値   | 実績値    | 実績値    | 実績値     | 目標値   | 増減    | 評価  |            |  |                 |          |
| 長期指標                               | 虚血性心疾患の入院受診率                 | 5.4   | 5.7   | 6.3    | 4.7    | 0.9 ↑   | D     | 134.0 | ③ ④ |            |  |                 |          |
|                                    | 脳血管疾患の入院受診率                  | 8.7   | 9.7   | 10.6   | 8.3    | 1.9 ↑   | D     | 127.7 | ③ ④ |            |  |                 |          |
|                                    | 慢性腎臓病(透析あり)の外来受診率            | 30.1  | 31.1  | 33.4   | 27.1   | 3.3 ↑   | D     | 123.2 | ③ ④ |            |  |                 |          |
| 中期指標                               | 特定保健指導対象者の減少率                | 22.5% | 22.3% | 24.4%  | 25.5%  | 1.9% ↑  | B     | 95.7  | ②   |            |  |                 |          |
|                                    | メタボ該当者の割合                    | 19.7% | 19.8% | 19.9%  | 19.1%  | 0.2% ↑  | D     | 104.2 | ②   |            |  |                 |          |
|                                    | HbA1cが6.5%以上の者の割合            | 9.8%  | 9.2%  | 8.6%   | 8.0%   | -1.2% ↓ | B     | 107.5 | ③ ④ |            |  |                 |          |
|                                    | 血圧がI度高血圧(140/90)以上の者の割合      | 26.9% | 26.4% | 26.4%  | 25.8%  | -0.5% ↓ | B     | 102.3 | ③ ④ |            |  |                 |          |
|                                    | LDL-Cが160mg/dl以上の者の割合        | 9.8%  | 10.0% | 9.5%   | 9.2%   | -0.3% ↓ | B     | 103.3 | ③ ④ |            |  |                 |          |
| 短期指標                               | 運動や食生活等の生活習慣の改善に取り組んでいる者の割合  | 40.7% | 38.4% | 31.6%  | 46.0%  | -9.1% ↓ | D     | 68.7  |     |            |  |                 |          |
|                                    | 運動習慣のある者の割合                  | 43.2% | 43.5% | 38.8%  | 49.0%  | -4.4% ↓ | D     | 79.2  |     |            |  |                 |          |
|                                    | 特定健診受診率                      | 30.7% | 31.1% | 31.8%  | 60.0%  | 1.1% ↑  | B     | 53.0  | ①   |            |  |                 |          |
|                                    | 特定保健指導実施率                    | 11.6% | 7.7%  | 8.6%   | 60.0%  | -3.0% ↓ | D     | 14.3  | ②   |            |  |                 |          |
|                                    | HbA1cが6.5%以上で糖尿病のレセプトがない者の割合 | 13.5% | 16.1% | 13.1%  | 9.9%   | -0.4% ↓ | B     | 132.3 | ③ ④ |            |  |                 |          |
|                                    | 血圧がI度高血圧以上で高血圧のレセプトがない者の割合   | 44.9% | 47.1% | 48.4%  | 39.0%  | 3.5% ↑  | D     | 124.1 | ③ ④ |            |  |                 |          |
| LDL-Cが160mg/dl以上で脂質異常症のレセプトがない者の割合 | 65.8%                        | 68.7% | 66.9% | 60.0%  | 1.1% ↑ | D       | 111.5 | ③ ④   |     |            |  |                 |          |

※「評価」欄：5段階 A：目標達成 B：目標達成はできていないが改善傾向 C：変わらないが改善傾向 D：悪化傾向 E：評価困難

## 第3期データヘルス計画 保健事業評価について

### ① 特定健診未受診者勧奨【早期発見】

| 実施計画・R6 実施状況 |  |        |
|--------------|--|--------|
| 事業の目的        | 特定健診の受診率を向上させ、被保険者が自身の健康状態を把握する。   |        |
| 事業の内容        | <p><b>【1.通知や電話による受診勧奨】</b><br/>                     過去の受診履歴等に基づき、対象者の特性に合わせた通知物等による受診勧奨通知を行う。<br/>                     ・対象者の特性に合わせたハガキの送付（15,000通 8月）<br/>                     ・再勧奨ハガキの送付（12,049通 10月）<br/>                     ・連続受診者のうち受診忘れの可能性がある者にハガキの送付（216通 10月、83通 2月）<br/>                     ・SMSの送信（のべ7,832通 7～2月に最大2回/人）</p> <p>自己負担金無料対象年齢（40,45,50,55,60,65,70歳）の未受診者へ、無料通知を送付する。<br/>                     ・ハガキの送付（565通 9月）</p> <p>国保連在宅保健師による電話勧奨を実施する。<br/>                     ・電話勧奨（1,384件 9～2月）</p> <p><b>【2.健診機関と協力した勧奨】</b><br/>                     指定健診機関へポスター及びリーフレットを送付するとともに来院者への勧奨を依頼する。<br/>                     ・特定健診啓発ポスター送付（126箇所、他226箇所：公民館・市県施設・薬局等）<br/>                     ・リーフレット送付（3,460部）</p> <p><b>【3.診療情報等の活用】</b><br/>                     通院先で特定健診相当の検査を行っていると思われる者に対し、診療情報の提供を依頼する。<br/>                     ・提供依頼（1,034人 9月、79人 10～2月）、提供人数（268人）</p> |        |
| 対象者          | 特定健診対象者（40～74歳の被保険者）のうち未受診の者 29,544人   |        |
|              | 評価指標・目標値   | R6 実績値 |
| ストラクチャー      | 指定健診機関へのポスター及びリーフレット送付：100%  | 100%   |
| プロセス         | 対象者の特性に応じた勧奨方法：4パターン以上   | 7パターン  |
| 事業アウトプット     | 未受診者に対する通知カバー率：100%  | 95%    |
| 事業アウトカム      | 特定健診受診率：60%  | 31.8%  |
| 評価時期         | 毎年度末   | R8.1   |

## 評価

未受診者に対する通知カバー率は、通知除外者を除いて 95%で概ね達成できている。

特定健診受診率は、国の指針に基づいて設定した目標の 60%には及ばないが、第 4 期 特定健康診査等実施計画で設定した R6 目標の 35%に対し実績 31.8%となった。R4 から連続して上昇している。

## 振り返り

### 【成功・推進要因】

特定健診受診率は目標には及んでいないものの、コロナ禍以前の水準まで回復しており、過去の健診結果に応じた個別の受診勧奨通知等により、一定程度、受診を定着させることができている。

### 【課題・阻害要因】

課題として、特定健診受診者の 7 割以上が 65 歳以上であり、若年層の受診率が低い傾向にあるため、継続受診も促しつつ、若年層に向けた取組が必要である。

### 【改善】

R6 の連続受診に対する取組みにより、連続受診者は増加したが、不定期受診者の減少が見られた。R7 は不定期受診者の受診定着化を図る対策として、通知内容の見直しを行っている。

② 特定保健指導実施率向上事業【生活習慣病発症予防】

| 実施計画・R6 実施状況   |   |        |
|--|---|--------|
| 事業の目的  | 特定保健指導対象者の生活習慣改善を促し、生活習慣病を予防する。   |        |
| 事業の内容  | <p><b>【1.利用勧奨】</b><br/>           特定保健指導対象者へ、委託先（特定保健指導実施機関）もしくは市から利用勧奨通知を送る。<br/>           一定期間申込がない者には、電話または通知物による再勧奨を実施する。<br/>           個別健診受診者には、健診時に予め健診機関から保健指導の案内と利用勧奨を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧奨除外者を除いた対象者への通知発送率 100%</li> <li>・ 電話または通知物による再勧奨率 100%</li> <li>・ 国保連派遣の在宅保健師の電話による再勧奨（81件）</li> <li>・ 通知物による再勧奨（78件）</li> </ul> <p><b>【2.初回面接同時実施の推進】</b><br/>           健康意識が高いうちに保健指導を受けてもらうため、集団健診において保健指導対象となることが見込まれる者へ、当日中の初回面接利用を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初回面接同日実施（5件 8～10月）</li> </ul> <p><b>【3.効果が現れる保健指導づくり】</b><br/>           県や国保連合会の研修会等を活用し、保健指導従事者の技術向上を図る。<br/>           保健指導利用者に生じた効果、課題等を分析し、委託先とも共有して、プログラムの改善に繋げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託先との打ち合わせ（1回 5月）</li> </ul> |        |
| 対象者  | 特定保健指導（積極的支援、動機付け支援）対象者 868人  |        |
|  | 評価指標・目標値  | R6 実績値 |
| ストラクチャー  | 特定保健指導実施機関（委託先）との打ち合わせ：年1回  | 1回     |
| プロセス   | 対象者への通知発送率：100%   | 100%   |
| 事業アウトプット   | 特定保健指導の初回実施率：60%  | 13.2%  |
| 事業アウトカム  | メタボ該当者の割合：19.1%   | 19.9%  |
| 評価時期   | 毎年度末  | R8.1   |
| <b>評価</b>  |   |        |
| <p>R6 特定保健指導の初回実施率は13.2%でR4より7.7ポイント減少している。メタボ該当者の割合は19.9%で、R4より0.2ポイント上昇している。どちらも悪化傾向にある。</p> <p>なお、特定保健指導実施率は、国の指針に基づいて設定した目標の60%には及ばないが、第4期特定健康診査等実施計画で設定したR6目標の15%に対し実績8.6%となった。R5に7.7%と大きく落ち込み、R6には回復がみられるが、依然として低調に推移している。</p> |   |        |

## 振り返り

### 【課題・阻害要因】

特定保健指導実施率が伸び悩んでいるため、特定保健指導に対する理解を促し、疾病予防に対する有効性を認識してもらう必要がある。また、対象者のニーズに応じた指導を実施できる環境整備も重要である。

### 【改善】

特定保健指導や疾病予防に対する理解を深めるために、利用勧奨通知の内容を見直した。具体的には、通知デザインの大幅な変更、同封する書類数の削減、特定保健指導や返信の流れの明確化などを実施し、見直しのプロセスにはナッジ理論を取り入れた。R7 はこれらの改善による効果をランダム化比較試験により検証している。

③ 糖尿病性腎症重症化予防事業【重症化予防】

| 実施計画・R6 実施状況 |  |        |
|--------------|--|--------|
| 事業の目的        | 糖尿病や慢性腎臓病の未治療者、糖尿病治療中断者に受診勧奨や保健指導を実施し、重症化を予防する。  |        |
| 事業の内容        | <p>福井市糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき実施する。</p> <p>【1.受診勧奨】</p> <p>① KDB システムを活用して健診結果やレセプトデータを元に対象者を抽出し、医師への連絡票と情報提供書、受診確認アンケートを郵送する。<br/>・健診受診月から5か月後に対象者に郵送：121通（毎月）</p> <p>② 受診した対象者は、アンケートを市に返送する。<br/>・アンケートはがきの返送：39通</p> <p>③ 受診確認アンケートやKDB等による受診の確認ができない場合は、電話や訪問による再勧奨を行う。<br/>・訪問による再勧奨：29件、電話による再勧奨：9件、訪問・電話ともに不在の場合は郵送による再勧奨：11件</p> <p>【2.医療機関との連携】</p> <p>① 医療機関は、対象者が受診時に持参した情報提供書を記載し、市へ提出する。<br/>・情報提供書の返送：30件</p> <p>② 医師が市からの保健指導が適当と判断した場合、市は保健指導を実施し、結果を医療機関へ返送する。<br/>・市の保健指導対象：3件</p> <p>【3.福井市糖尿病重症化予防対策協議会の開催】</p> <p>福井市糖尿病性腎症重症化予防プログラムの効果検証、進捗管理等を行う。<br/>・国・県のプログラム改定を受けて、市のプログラム改定について協議（12月）</p> <p>【4.保健指導実施者研修の開催】</p> <p>・事業内容について職員研修（4月）<br/>・糖尿病療養指導士による講義（7月）</p> |        |
| 対象者          | <p>① 健診結果より糖尿病が疑われる者（医療機関未受診者） 59人</p> <p>② 健診未受診者のうち過去に糖尿病治療歴があり、最終治療日から1年以上経過している者 13人</p> <p>健診結果より慢性腎臓病が疑われる者（医療機関未受診者） 49人</p>  |        |
|              | 評価指標・目標値   | R6 実績値 |
| ストラクチャー      | 福井市糖尿病重症化予防対策協議会の開催  | 1回     |
| プロセス         | 保健指導実施者研修の実施   | 2回     |

|          |             |       |
|----------|-------------|-------|
| 事業アウトプット | 受診勧奨実施率：60% | 100%  |
| 事業アウトカム  | 医療機関受診率：50% | 73.6% |
| 評価時期     | 毎年度末        | R8.1  |

**評価**

郵送・訪問・電話による受診勧奨を行うことで、受診勧奨実施率は100%達成できている。そのうち医療機関受診につながったのは73.6%で、R5年度の62.1%よりも上昇しており、より多くの人を医療につなげることができた。

**振り返り**

**【成功・推進要因】**

郵送による受診勧奨後、受診の確認ができない者には訪問・電話による2次勧奨を行うことで、医療機関受診率は73.6%とR5年度の62.1%より上昇している。

**【課題・阻害要因】**

医療機関からの情報提供書の返信率が33.7%とR5年度の38.9%よりも減少した。医療機関において、本事業の目的や業務フローが十分に浸透していないと思われる。また、受診時に情報提供書を持参しない対象者もいるため、訪問・電話で2次勧奨を行う際には、必ず持参して受診するよう促していく必要がある。

**【改善】**

R7年度は年度初めに医療機関宛にプログラムの協力依頼を通知し、情報提供書の返信率向上につなげるとともに、継続した周知・協力依頼を実施している。

④ 高血圧症及び脂質異常症重症化予防事業【重症化予防】

| 実施計画・R6 実施状況   |   |        |
|--|---|--------|
| 事業の目的  | 高血圧症、脂質異常症の未治療者に受診勧奨や保健指導を実施し、重症化を予防する。   |        |
| 事業の内容  | <p>【1.訪問指導】</p> <p>KDB システムを活用して健診結果やレセプトデータを元に対象者を抽出し、訪問により受診勧奨及び保健指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診受診月から4か月後に対象者を訪問：297件（5月～3月）</li> <li>・不在者には電話・郵送にて再度受診勧奨・保健指導を実施：99件（5月～3月）</li> </ul> <p>【2.予防教室】</p> <p>比較的軽度の者に対しては高血圧症（脂質異常症）予防教室の案内を送付し、自発的な重症化予防を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高血圧症：対象者434人、うち参加者9人（8月）</li> <li>・脂質異常症：対象者680人、うち参加者23人（9月）</li> </ul> |        |
| 対象者  | <p>健診結果より高血圧症もしくは脂質異常症が疑われる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問指導：297人（重複対象7人含む）</li> <li>・予防教室：1,114人（重複対象131人含む）</li> </ul>   |        |
| 評価指標・目標値   |   | R6 実績値 |
| ストラクチャー  | 訪問指導体制の構築   | している   |
| プロセス   | 進捗状況管理の課内打ち合わせ：年2回実施  | 2回     |
| 事業アウトプット   | 受診勧奨実施率：60%   | 100%   |
| 事業アウトカム  | 医療機関受診率：50%   | 28.3%  |
| 評価時期   | 毎年度末  | R8.1   |
| 評価   |   |        |
| 訪問指導を実施し、不在者には電話・郵送による受診勧奨を行うことで、受診勧奨実施率は100%達成できている。そのうち医療機関受診につながったのは28.3%と低く、目標の50%には及ばなかった。  |   |        |
| 振り返り   |   |        |
| <p>【成功・推進要因】</p> <p>訪問専従看護師を配置したことで、計画的に訪問・電話等による受診勧奨を実施できた。</p> <p>脂質異常症は市民講座でも希望者が多いテーマであり、本事業の予防教室でも高血圧症より若干、参加者が多かった。食・運動など自分の生活習慣改善・努力で数値改善の余地があると考えられているのではないかと思われる。</p> <p>【課題・阻害要因】</p> <p>高血圧・脂質異常症ともに自覚症状がないため、受診勧奨を実施しても医療機関への受診につながりにくい。高血圧症の教室は、電話による個別勧奨も行ったが参加者が9人と少なかった。</p> |   |        |

**【改善】**

訪問指導対象者には年単位の継続した訪問により、高血圧や脂質異常が及ぼすリスクについての理解を深め、生活習慣の改善や医療機関への受診の意識を高めていく。訪問後の健診結果の比較は次年度行い、評価していく。

高血圧症・脂質異常症教室の講師（医師）は各1名だったが、生活習慣改善のポイントや動脈硬化予防など内容が一部重複していたため、R7年度は生活習慣病予防教室として高血圧症・脂質異常症両方の対象者に案内し、医師の講話、運動講義と実技、栄養士の講義を1クールとして開催している。

## 令和8年度 国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果及び税率(案)について

## 1 国保改定の基本方針

- ・ 令和12年度までの5年間(R8～12)で本市の税率を県の標準保険料率へ段階的に合わせていく。(県内全市町共通)
- ・ 国保会計の単年度収支の均衡を保つとともに、税率に大きな引き上げが生じないよう調整する。

## 2 福井県国民健康保険事業費納付金、及び標準保険料

## (1) 国民健康保険事業費納付金

- ・ 国民健康保険事業費納付金は、各市町が国保の運営に必要な保険給付費(後期高齢者支援金・介護納付金等含む)を賄うために、県へ納付するもので、国から示された係数を用いて県が算定する。

(単位:百万円)

|   | 令和7年度本算定  | 令和8年度本算定 | 増減    |
|---|---|----------|-------|
| + | 保険給付費   | 45,785   | ▲ 484 |
| + | 後期高齢者支援金  | 8,243    | ▲ 273 |
| + | 介護納付金   | 2,463    | ▲ 1   |
| + | 子ども子育て支援納付金   | 0        | 732   |
| - | 前期高齢者交付金  | 24,694   | ▲ 245 |
| - | その他公費等  | 16,702   | ▲ 186 |
| - | 決算剰余金   | 0        | 696   |
|   | 納付金   | 15,095   | ▲ 291 |
|   | ・ 納付金 = 保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等 - 前期高齢者交付金等<br>[加えるもの(「+」と表示) [差引くもの(「-」と表示)] |          |       |

## (2) 標準保険料総額

- ・ 標準保険料総額は、国民健康保険事業費納付金の支払に必要な費用を集めるために賦課すべき国保税(料)の総額で、国民健康保険事業費納付金を基に県が算定する。下表は上記表のうち福井市の納付金及び保険料総額。

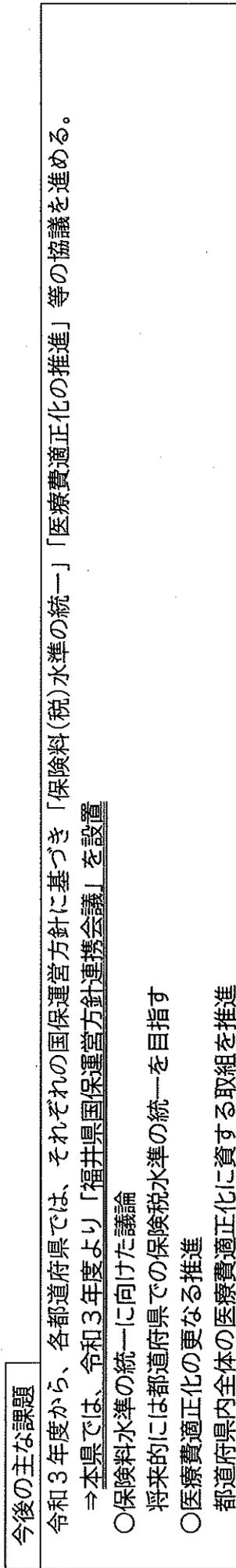
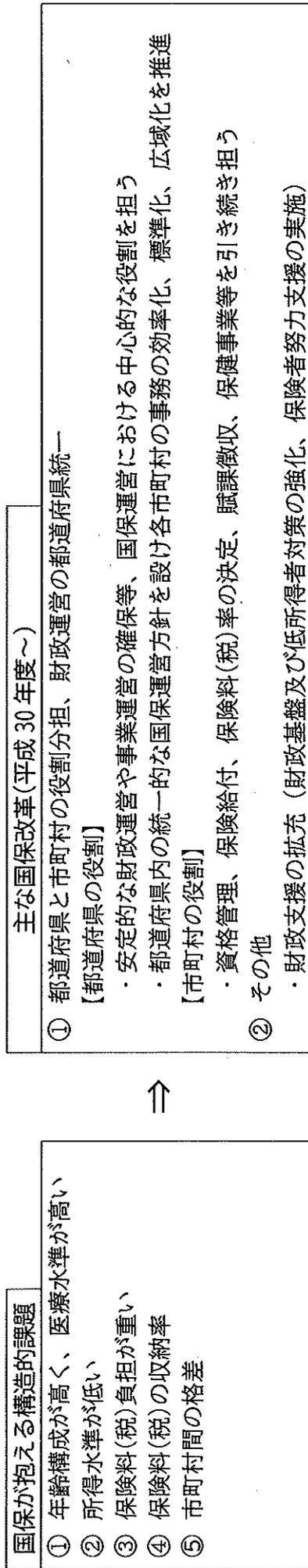
(単位:円)

|                                | 令和7年度本算定      | 令和8年度本算定      | 増減           |
|--------------------------------|---------------|---------------|--------------|
| 国保事業費納付金                       | 4,811,463,242 | 4,788,066,256 | ▲ 23,396,986 |
| 標準保険料率算定に必要な保険料総額<br>(標準保険料総額) | 4,325,020,725 | 4,278,441,654 | ▲ 46,579,071 |

※標準保険料総額 納付金の支払に必要な額を集めるために賦課すべき国保税の総額

納付金と標準保険料総額の差分は、国・県及び市一般会計(法定内分)からの公費等で負担する

(1) 標準保険料統一化の背景 ～国における国民健康保険制度改革の状況（厚生労働省資料）～



| 県内の取組  |                            |
|--------|----------------------------|
| 平成30年度 | ・ 国民健康保険制度における財政運営の都道府県単位化 |
| 令和3年度  | ・ 福井県国保運営連携会議の設置           |
| ～令和5年度 | ・ 令和12年度の保険料(税)水準統一を目指す    |
| 令和6年度～ | ・ 統一後の賦課割合を踏まえ、各市町で税率改正を実施 |

### 3 令和8年度 福井市標準保険料の算定（本算定）

#### (1) 一人当たりの標準保険料

- ・ 令和8年度の一人当たり標準保険料の本算定額は126,769円。
- ・ 現行税率で賦課した令和7年度当初賦課額の一人当たり保険税より1,136円低い。

|     | 令和8年度本市の<br>被保険者数推計<br>(県提示)<br>(円) | 本市の標準<br>保険料総額<br>(県提示)<br>(円) | 一人当たり標準保険料              |                                 |                |                    |
|-----|-------------------------------------|--------------------------------|-------------------------|---------------------------------|----------------|--------------------|
|     |                                     |                                | 令和7年度<br>当初賦課額<br>(円) A | 令和8年度<br>本算定額<br>(県提示)<br>(円) B | 増減額<br>(円) B-A | 増減率<br>(%) (B-A)/A |
| 福井市 | 33,750                              | 4,278,441,654                  | 127,905                 | 126,769                         | ▲ 1,136        | ▲ 0.89             |

<参考>

市の被保険者数：33,750人(1,969人減)

県の被保険者数：10.6万人(0.8万人減)

#### (2) 一人当たりの現行税率での賦課状況(令和7年度当初賦課)と市標準保険料(令和8年度本算定)

<一人当たりの令和7年度当初賦課と8年度一人当たり標準保険料比較> (単位:円)

|           | 令和7年度当初賦課 | 令和8年度本算定 | 増減      |
|-----------|-----------|----------|---------|
| 一人当たり保険料  | 127,905   | 126,769  | ▲ 1,136 |
| 医療分       | 84,410    | 78,667   | ▲ 5,743 |
| 後期支援分     | 31,785    | 34,915   | + 3,130 |
| 介護分       | 11,710    | 11,258   | ▲ 452   |
| 子ども子育て支援分 | 0         | 1,929    | + 1,929 |

- ・ 一人当たり標準保険料の内訳は、医療・介護分は7年度当初賦課額を下回り、後期支援分は上回る。
- ・ 新たに、子ども・子育て支援納付金加わる。

4 本市の令和8年度の税率(案)

○税率改定の基本方針は以下のとおりとする。

- ・令和12年度までの5年間(R8~12)で本市の税率を県の標準保険料率へ段階的に合わせていく。(県内全市町共通)
- ・国保会計の単年度収支の均衡を保つとともに、税率に大きな引き上げが生じないように調整する。

令和8年度県提示の標準保険料率(本算定)

| 区分           | 被保険者均等割 |           | 世帯別平等割  |            | 賦課割合    |            |         |
|--------------|---------|-----------|---------|------------|---------|------------|---------|
|              | 所得割     | 現行との差     | 均等割     | 現行との差      | 所得割     | 均等割、平等割    |         |
| 医療分          | 6.15%   | (▲ 1.05%) | 27,267円 | (+ 267円)   | 17,702円 | (+ 1,502円) |         |
| 後期支援分        | 2.74%   | (▲ 0.06%) | 12,128円 | (+ 2,528円) | 7,874円  | (+ 1,874円) |         |
| 介護分          | 2.37%   | (▲ 0.63%) | 12,577円 | (+ 1,577円) | 6,101円  | (▲ 299円)   |         |
| 子ども子育て支援分    | 0.15%   |           | 716円    |            | 435円    |            |         |
| 医療+後期        | 8.89%   | (▲ 1.11%) | 39,395円 | (+ 2,795円) | 25,576円 | (+ 3,376円) |         |
| 医療+後期+介護+子ども | 11.41%  | (▲ 1.74%) | 52,688円 | (+ 4,372円) | 32,112円 | (+ 3,077円) |         |
| 合計           |         |           |         |            |         |            | 126,769 |

本市の現行保険税率

| 区分       | 被保険者均等割 |       | 世帯別平等割  |       | 賦課割合    |         |         |
|----------|---------|-------|---------|-------|---------|---------|---------|
|          | 所得割     | 今後の方針 | 均等割     | 今後の方針 | 所得割     | 均等割、平等割 |         |
| 医療分      | 7.20%   | 引き下げ  | 27,000円 | 引き上げ  | 16,200円 | 引き上げ    |         |
| 後期支援分    | 2.80%   | 引き下げ  | 9,600円  | 引き上げ  | 6,000円  | 引き上げ    |         |
| 介護分      | 3.00%   | 引き下げ  | 11,000円 | 引き上げ  | 6,400円  | 引き下げ    |         |
| 医療+後期    | 10.00%  |       | 36,600円 |       | 22,200円 |         |         |
| 医療+後期+介護 | 13.00%  |       | 47,600円 |       | 28,600円 |         |         |
| 合計       |         |       |         |       |         |         | 127,905 |

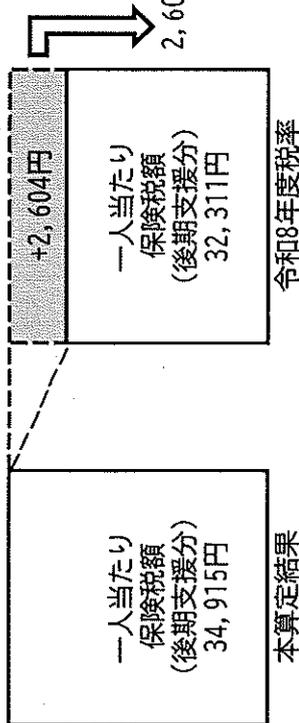
令和8年度税率

| 区分           | 被保険者均等割 |           | 世帯別平等割  |            | 賦課割合    |          |         |
|--------------|---------|-----------|---------|------------|---------|----------|---------|
|              | 所得割     | 現行との差     | 均等割     | 現行との差      | 所得割     | 均等割、平等割  |         |
| 医療分          | 6.15%   | (▲ 1.05%) | 27,000円 | (+ 0円)     | 16,400円 | (+ 200円) |         |
| 後期支援分        | 3.28%   | (+ 0.48%) | 10,000円 | (+ 400円)   | 6,200円  | (+ 200円) |         |
| 介護分          | 2.72%   | (▲ 0.28%) | 11,400円 | (+ 400円)   | 6,000円  | (▲ 400円) |         |
| 子ども子育て支援分    | 0.15%   | (+ 0.15%) | 600円    | (+ 600円)   | 400円    | (+ 400円) |         |
| 医療+後期        | 9.43%   | (▲ 0.57%) | 37,000円 | (+ 400円)   | 22,600円 | (+ 400円) |         |
| 医療+後期+介護+子ども | 12.30%  | (▲ 0.70%) | 49,000円 | (+ 1,400円) | 29,000円 | (+ 400円) |         |
| 合計           |         |           |         |            |         |          | 126,756 |

5 令和8年度 福井市国民健康保険税率改定に係る国民健康保険基金の活用について

先に示した税率の場合、後期支援助分の所得割について、今後の基本方針に反して引き上げ（+0.48%（84,511千円））となるため、基金を活用して調整する。

<後期支援助分の収支見込>



$$2,604円 \times 33,750人 \times 96.16\%$$

(被保険者数) (3カ年平均国民保険収率)

≒ 約184,511千円 (財源不足額)

<参考：各年度末における基金残高の状況>

| 項目      | (単位：円)      |               |               |               |               |               |  |  |
|---------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--|--|
|         | 3年度         | 4年度           | 5年度           | 6年度           | 7年度(見込)       | 8年度取崩         |  |  |
| 積立額     | 400,004,973 | 600,012,973   | 368,024,905   | 201,917,025   | 203,634,000   | 未定            |  |  |
| 取崩額     | 0           | 0             | 0             | ※320,291,000  | 0             | 84,511,000    |  |  |
| 年度末基金残高 | 648,677,773 | 1,248,690,746 | 1,616,715,651 | 1,498,341,676 | 1,701,975,676 | 1,617,464,676 |  |  |

※物価高騰による市民生活への影響を考慮し、税率を据え置くため基金を取崩した(令和6年度)

本市としては、県内統一化の基本方針を踏まえた適切な税率改定を進めていくため、国保加入者の負担軽減を図りながら、本市の国民健康保険基金を活用し、令和8年度の税率を設定する。

(県では、医療費の増加や新設する子ども子育て支援金に伴う保険料の急激な増加を抑制するため、基金を活用する予定。)

令和8年度税率(基金あり)

| 区分           | 所得割    | 被保険者均等割   |         | 世帯別均等割     |         | 賦課割合  |          |         |
|--------------|--------|-----------|---------|------------|---------|-------|----------|---------|
|              |        | 現行との差     | 均等割     | 現行との差      | 均等割     | 所得割   | 均等割      |         |
| 医療分          | 6.15%  | (▲ 1.05%) | 27,000円 | (+ 0円)     | 16,400円 | 51.52 | 34.33    |         |
| 後期支援助分       | 2.80%  | (+ 0.00%) | 10,000円 | (+ 400円)   | 6,200円  | 56.02 | 30.95    |         |
| 介護分          | 2.72%  | (▲ 0.28%) | 11,400円 | (+ 400円)   | 6,000円  | 53.87 | 31.39    |         |
| 子ども子育て支援分    | 0.15%  | (+ 0.15%) | 600円    | (+ 600円)   | 400円    | 56.82 | 28.42    |         |
| 医療+後期        | 8.95%  | (▲ 1.05%) | 37,000円 | (+ 400円)   | 22,600円 |       |          |         |
| 医療+後期+介護+子ども | 11.82% | (▲ 1.18%) | 49,000円 | (+ 1,400円) | 29,000円 |       |          |         |
|              |        |           |         |            |         |       | 一人当たり保険税 | 124,149 |
|              |        |           |         |            |         |       | 合計       | 124,149 |

福井市市税賦課徴収条例の一部改正について

1 改正の理由

令和8年度の国民健康保険税について、令和12年度の県内各市町の保険料率の統一を見据え、県より示された標準保険料に段階的に近づけながら国保会計の収支の均衡を保つよう、保険料率等の改定を行う。併せて、地方税法の一部を改正する法律（課税限度額、軽減判定基準の引き上げ）等の施行に伴い、国民健康保険税に適用するため、及び所要の規定の整備を図るため、条例の一部を改正する。

また、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援金の納付に要する費用を徴収するため、条例の一部を改正する。

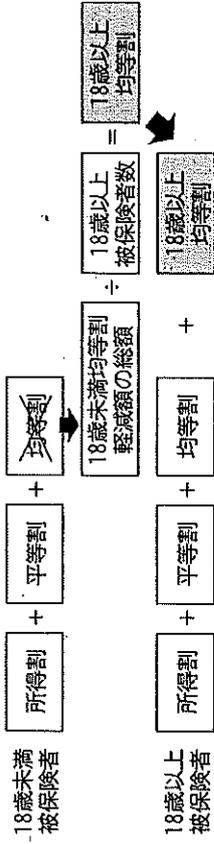
2 改正の内容

- (1) 税率の改定等（第119条第1項、第119条第2項、第119条第5項、第120条第1項、第122条、第122条の2、第122条の3、第122条の5、第122条の6、第122条の7、第122条の9、第122条の10、第122条の12、第122条の13、第122条の14、第128条第1項）

| 区分         | 改正前     | 改正後        | 差          |           |
|------------|---------|------------|------------|-----------|
| 医療保険分      | 所得割     | 7.20%      | 6.15%      | ▲ 1.05%   |
|            | 被保険者均等割 | 27,000円    | 27,000円    | ± 0円      |
|            | 世帯別平等割  | 16,200円    | 16,400円    | + 200円    |
|            | 課税限度額   | 660,000円   | 670,000円   | + 10,000円 |
| 後期高齢者支援金等分 | 所得割     | 2.80%      | 2.80%      | ± 0.00%   |
|            | 被保険者均等割 | 9,600円     | 10,000円    | + 400円    |
|            | 世帯別平等割  | 6,000円     | 6,200円     | + 200円    |
|            | 課税限度額   | 260,000円   | 260,000円   | ± 0円      |
| 介護保険分      | 所得割     | 3.00%      | 2.72%      | ▲ 0.28%   |
|            | 被保険者均等割 | 11,000円    | 11,400円    | + 400円    |
|            | 世帯別平等割  | 6,400円     | 6,000円     | ▲ 400円    |
|            | 課税限度額   | 170,000円   | 170,000円   | ± 0円      |
| 子ども子育て支援金分 | 所得割     |            | 0.15%      | + 0.15%   |
|            | 被保険者均等割 |            | 600円       | + 600円    |
|            | 世帯別平等割  |            | 400円       | + 400円    |
|            | 課税限度額   |            | 30,000円    | + 30,000円 |
| 合計         | 所得割     | 13.00%     | 11.82%     | ▲ 1.18%   |
|            | 被保険者均等割 | 47,600円    | 49,000円    | + 1,400円  |
|            | 世帯別平等割  | 28,600円    | 29,000円    | + 400円    |
|            | 課税限度額   | 1,090,000円 | 1,130,000円 | + 40,000円 |

- (2) 18歳未満被保険者に係る子ども子育て支援金分均等割の減額（第128条第4項）

子ども子育て支援金は、子育て世帯を支援するための事業費に充てるという趣旨であることから、18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）の子ども子育て支援金分均等割額については、全額減額する。



- (3) 軽減判定所得基準額の引き上げ（第128条第1項）

物価上昇による所得水準の全体的な上昇の影響で、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、軽減判定所得基準額を引き上げる。

| 軽減区分 | 軽減判定所得基準額   |
|------|---|
| 5割軽減 | 43万円 + (30.5万円 × 被保険者等) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)<br>31万円 |
| 2割軽減 | 43万円 + (56.5万円 × 被保険者等) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)<br>57万円 |

- (4) 税率改定に伴う保険料軽減額の改正（第128条第1項、第128条第2項）

所得合計が一定基準\*以下の場合に実施している、被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る7・5・2割の軽減措置について、税率改定に合わせて、それぞれの軽減額を改正する。

また、未就学児に係る均等割額の減額(1/2減額)についても、税率改定に併せて改正する。

- \* 7割軽減基準額 : 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
- 5割軽減基準額 : 43万円 + (31万円 × 被保険者等) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
- 2割軽減基準額 : 43万円 + (57万円 × 被保険者等) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

### 7割軽減

| 区 分        |         | 改 正 前   | 改 正 後   | 増 減    |
|------------|---------|---------|---------|--------|
| 医療保険分      | 被保険者均等割 | 18,900円 | 18,900円 | ± 0 円  |
|            | 世帯別平等割  | 11,340円 | 11,480円 | + 140円 |
| 後期高齢者支援金等分 | 被保険者均等割 | 6,720円  | 7,000円  | + 280円 |
|            | 世帯別平等割  | 4,200円  | 4,340円  | + 140円 |
| 介護保険分      | 被保険者均等割 | 7,700円  | 7,980円  | + 280円 |
|            | 世帯別平等割  | 4,480円  | 4,200円  | ▲ 280円 |
| 子ども子育て支援金分 | 被保険者均等割 |         | 420円    | + 420円 |
|            | 世帯別平等割  |         | 280円    | + 280円 |

### 5割軽減

| 区 分        |         | 改 正 前   | 改 正 後   | 増 減    |
|------------|---------|---------|---------|--------|
| 医療保険分      | 被保険者均等割 | 13,500円 | 13,500円 | ± 0 円  |
|            | 世帯別平等割  | 8,100円  | 8,200円  | + 100円 |
| 後期高齢者支援金等分 | 被保険者均等割 | 4,800円  | 5,000円  | + 200円 |
|            | 世帯別平等割  | 3,000円  | 3,100円  | + 100円 |
| 介護保険分      | 被保険者均等割 | 5,500円  | 5,700円  | + 200円 |
|            | 世帯別平等割  | 3,200円  | 3,000円  | ▲ 200円 |
| 子ども子育て支援金分 | 被保険者均等割 |         | 300円    | + 300円 |
|            | 世帯別平等割  |         | 200円    | + 200円 |

### 2割軽減

| 区 分        |         | 改 正 前  | 改 正 後  | 増 減    |
|------------|---------|--------|--------|--------|
| 医療保険分      | 被保険者均等割 | 5,400円 | 5,400円 | ± 0 円  |
|            | 世帯別平等割  | 3,240円 | 3,280円 | + 40円  |
| 後期高齢者支援金等分 | 被保険者均等割 | 1,920円 | 2,000円 | + 80円  |
|            | 世帯別平等割  | 1,200円 | 1,240円 | + 40円  |
| 介護保険分      | 被保険者均等割 | 2,200円 | 2,280円 | + 80円  |
|            | 世帯別平等割  | 1,280円 | 1,200円 | ▲ 80円  |
| 子ども子育て支援金分 | 被保険者均等割 |        | 120円   | + 120円 |
|            | 世帯別平等割  |        | 80円    | + 80円  |

#### (5) 病床転換助成事業\*の延長（附則第25条の6）

病床転換支援金等に係る保険税の特例について適用期限を4年延長し、令和12年3月31日までとする。

#### ※病床転換助成事業

療養病床の転換を支援するため、医療機関が医療療養病床から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用を都道府県が助成する事業

3 施行期日 令和8年4月1日